

## 「綱領」第10回講義・資料

### (資料1) 憲法9条の世界史的意義について

「一度び戦争が起れば人道は無視され、個人の尊厳と基本的人権は蹂躪され、文明は抹殺されてしまふ。原子爆弾の出現は、戦争の可能性を拡大するか、又は逆に戦争の原因を終息せしめるかの重大段階に達したのであるが、識者は、まづ文明が戦争を抹殺しなければ、やがて戦争が文明を抹殺するであらうと真剣に憂へてゐるのである。こゝに於いて本章（日本国憲法第2章）の有する重大な積極的意義を知るのである」

（内閣発行『新憲法の解説』、1946年11月）

### (資料2) 「自衛隊は戦力ではない」という建前から出てくる結論について

「自衛隊につきましては、……我が国の自衛のための必要最小限度の実力組織である、そういうことで憲法9条に違反するものではない……。そういった自衛隊の存在理由から派生するといいますか、その当然の問題としまして三つあるだらうと思います。……

一つは、……いわゆる海外派兵、……武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣する（は）、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものである、こういうことでございますから憲法上許されない……。

それから次に……、集団的自衛権は、……憲法9条のもとで許容されている我が国を防衛するため必要最小限度の範囲、これを超えるものでありますので、憲法上許されない、これが第二番目であります。

それから第三番目といたしましてはいわゆる従来の国連軍、これにつきましては、……その国連軍の目的・任務が武力行使を伴うものであればこれに参加することは許されない、こういうことを申し上げてきているわけでございます」。

（工藤内閣法制局長官、1990年10月24日、国際連合平和協力に関する特別委員会）

### (資料3) 日本国憲法の先駆的な豊かな人権規定について

「憲法の、人権や民主主義に関する規定を、政治に生かすとりくみも重要である。わが国の憲法では、人権について三十条にわたる規定がもりこまれている。そこには政治的権利とともに社会的権利が明記され、全体として世界でも先駆的な豊かな人権規定となっている。ところが自民党政治のもとで、この人権規定が生かされず、つぎの諸問題をはじめ、あらゆる分野で踏みにじられてきた。

——第一四条・二四・四四条では、社会的にも、家庭でも、政治参加の面でも、『男女の同権・平等』を詳細に規定しているが、男女賃金格差など労働条件一つとってもこれが生かされたとはいえない現状がある。政治参加も世界の水準にはるかに遅れている。

——第一九条では、『思想及び良心の自由』が保障されているが、政党助成法、『日の丸・君が代』の強制など、内心の自由を侵す政治が横行している。

——第二一条では、『通信の秘密』を保障しているが、それをまっこうから蹂躪する監聽法が強行された。

——第二五条では、国が『社会保障の増進』の責任をはたすことを義務づけているが、社会保障への国の支出を抑制・削減する政治がつづけられている。

——第二七条では、『国民の勤労権』『労働条件を法律で決める』などをのべているが、残業時間一つとっても法律での規制がないなどの現実が放置されている。労働法制の全面改悪がすすめられていることも重大である。

——第二九条の『財産権の保障』は、もっとも古くからある人権規定だが、米軍用地特別措置法の改悪などは、これを蹂躪するものだった。

わが国の憲法の先駆的で豊かな人権規定を、暮らしに生かす政治こそ、いま強くもとめられているのである。

『環境権』『知る権利』『プライバシー権』など、“新しい人権”をどう位置づけるかが問題とされている。これらは、憲法の人権規定をふまえて、国民の運動によって発展的に生みだされてきた権利であり、第一三条の『幸福追求権』など現憲法の人権規定によって根拠づけられるものである。憲法は、“新しい人権”にも対応できる、懐の深い構造をもっている。これを改憲論の“入り口”として利用し、九条改憲を“出口”とする方向に、世論を誘導しようという議論には、まったく道理がない」。

(第22回党大会決議、2000年)

#### (資料4) 日本国憲法の天皇条項から

「第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。……

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。……

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと」

(資料5) 「現実に準備しているしくみ」を「人民的に活用する」

「この（民主的規制の）方針は別に机の上の青写真から生まれたものではありません。日本の国家独占資本主義が現実に準備しているしくみ、経済の全国的な規制や管理のしくみを、民主的な権力のもとで、人民的に活用しようというのがこの方針であります。だからそれは、青写真にとどまらない現実性、日本の国民の経験に根ざした説得力をもちうるのであります」。

(第2回全国協議会への不破委員長の報告、1991年)

(資料6) 社会発展と信用制度の役割について

「銀行制度は、形式的な組織と集中という点から見れば、……およそ資本主義的生産様式が生み出すもっとも人為的でもっとも発達した産物である。……この銀行制度とともに、社会的規模での生産諸手段の一つの一般的な記帳および配分の形態が、ただしその形態だけが与えられるのであるが」。

「最後に、資本主義的生産様式から結合した（アソツィイールト）労働の生産様式への移行の時期に、信用制度が有力な梃子として役立つであろうことは、なんの疑いもない。とはいえ、それはただ、生産様式自体の他の大きな有機的諸変革と連関する一要素としてでしかない。これに反して、社会主义的意味での、信用制度・銀行制度の奇跡的な力についての諸幻想は、資本主義的生産様式とその諸形態の一つである信用制度とにかくする完全な無知から生じる」。

(マルクス『資本論』III、1068～1070ページ)

(資料7) “大洪水よ、わが亡き後に来たれ！”

“大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！”これがすべての資本家およびすべての資本家国家のスローガンである。それゆえ、資本は、社会によって強制されるのでなければ、労働者の健康と寿命にたいし、なんらの顧慮も払わない。肉体的、精神的委縮、早死、過度労働の拷問にかんする苦情に答えて資本は言う——われらが楽しみ（利潤）を増すがゆえに、われら、かの艱苦に悩むべきなのか？と。しかし、全体として見れば、このこともまた、個々の資本家の善意または悪意に依存するものではない。自由競争は、資本主義的生産の内在的な諸法則を、個々の資本家にたいして外的な強制法則として通させるのである。

(上記の文章への注) 「それゆえ、たとえばわれわれは、1863年のはじめに、スタッフォードシャーに広大な製陶工場をもつ26の商会……が、ある陳情書のなかで『国家の強制的介入』を請願しているのを見いだすのである。『他の資本家たちとの競争』は、自分たちが児童の労働時間を『自発的に』制限することなどを許さない。『それゆえ、いくらわれわれが上記の弊害を嘆いたところで、工場主たちのあいだでのなんらかの種類の協定によってそれを阻止することは不可能であろう。……これらすべての点を考慮した結果、われわれは強制法が必要であると確信するにいたった』（「児童労働調査委員会、第1次報告書」、1863年）。

(マルクス『資本論』I、463～465ページ)

(資料8) 「国際競争力」のための賃金引き下げの戦略は「自滅的」

「グローバル競争が強まり、外需依存が高まったため、貿易セクターでは政府も企業も国際競争力を維持、強化することが主な関心事となっている。これは労働コストをできるだけ低く保つ傾向を誘発してきた。しかし他の諸国も同じ戦略を追求するのだから、輸出が期待通りに増えなければ、また輸出産業の生産活力が他の経済部門に波及しなければ、……それらの措置は、持続可能な雇用創造にとって逆効果になりうる。

雇用と、生産・需要の増加の間に密接な結びつきがあることを考えると、固定投資を促進するためいっそうの資本収入を生み出そうとして、または競争力の優位をえるため生産価格を引き下げようとして、賃金を低く保つという戦略は、自滅的なものとなりうる。なぜなら、もし賃金が生産性よりもゆっくりとした割合で増加するなら、供給の潜在力が結局は国内需要よりも早く成長することになり、イノベーションや生産的投資を冷え込ませるからである。

(国連貿易開発会議(UNCTAD)「貿易開発報告2010年」)

(資料9) 企業の投資決定のポイントについて

	09年度	04年度
現地の製品需要が旺盛又は今後の需要が見込まれる	68・1%	61・2%
良質で安価な労働力が確保できる	26・2%	46・7%
納入先を含む他の日系企業の進出実績がある	25・6%	41・0%
進出先近隣3国で製品需要が旺盛又は今後の拡大が見込まれる	22・5%	18・2%
品質価格面で日本への逆輸入が可能	11・3%	15・3%
税制融資等の優遇措置がある	10・6%	—
部品等の現地調達が容易	7・5%	12・0%
現地政府の産業育成、保護政策	6・7%	13・6%
社会資本整備が必要水準を満たしている	6・5%	10・2%
技術者の確保が容易	5・4%	3・8%
無回答	4・7%	5・7%
土地等の現地資本が安価	4・5%	7・6%

(経済産業省・海外事業活動基本調査から作成)